

皆さんご存知ですか？(家庭ごみ直接搬入について)

《家庭ごみ直接搬入受付》

引越しや大掃除など、一時的に多量のごみが出る時や、木製家具など粗大ごみについては、直接門川町清掃工場に搬入することができます。

※門川町清掃工場では下記のとおり搬入受付をしております。

搬入受付：平日・日曜日 8:30~16:30



《直接搬入時の注意点》

○ごみ搬入許可証がないと入場できません。

(※許可証は、確認のためダッシュボードにおいてください。)

○草木類・可燃物は、必ず透明袋に入れてください。

(※透明袋以外のものは搬入できません。)

○他人の廃棄物を排出者本人に代わって門川町清掃工場に搬入することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反となるため原則できません。

非同居の親族、友人などが代わりに搬入しなければならない特別な事情がある場合は、事前に門川町環境水道課に相談してください。搬入前に、門川町環境水道課の許可なしに他者の廃棄物を搬入してきた場合は受入れを断ります。

(※他人に、「ごみ搬入許可証」を貸与することは違反となるため原則できません。)

《ご協力をお願い》

現在、門川町清掃工場では、タンスや机、収納棚などの粗大ごみの廃棄を無料で受け入れを行っておりますが、昨今、受け入れ量が増大しており、その中には他市町村より持ち込まれた粗大ごみなどが多数確認されています。

今後、無許可の違法な収集運搬業者などを見分けるため聞き取りや身分証の提示を求める場合がありますので、ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。聞き取り等の結果、無許可業者・他人であると判明した場合は、受入れを断ります。

『無許可で廃棄物の収集運搬を行うと「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条」により刑事罰が科されます。(※5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科)』

《その他》

その他、ご不明な点がございましたら、環境水道課 環境係までお問合せください。

【お問い合わせ先】環境水道課 環境係 TEL:0982-63-1140 (内線2161)